

清瀬市公共施設等総合管理計画【改訂版】（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

令和４年２月１５日から３月６日までの間、清瀬市公共施設等総合管理計画【改訂版】（案）に対する意見募集を行った結果、３人の方から１５件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第８条及び第９条の規定により次のとおり公表します。

１．パブリックコメントの概要について

- | | |
|------------|---|
| （１）意見の募集期間 | 令和４年２月１５日（火） から 令和４年３月６日（日） まで |
| （２）資料の閲覧場所 | 各地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、市役所本庁舎行政資料コーナー、企画課 |
| （３）提出方法 | 企画課窓口、郵送、ファックス、電子メール（市のホームページ専用フォーム） |
| （４）意見応募者数 | ３人 |
| （５）意見件数 | １５件 |

2. 意見等の概要及び意見に対する市の考え方

No.	ご意見（原文）
1	新庁舎は、市役所の手続きのみならず、市民が気軽に立ち寄れるように2つの芝生広場と共に、1階に明るく開放的な市民交流スペースを配し、2階に市民協働サロン兼ギャラリー、行政資料コーナーを設け、4階に富士山の眺望を望むロビーを設けています。以上を踏まえ、p13 2-4. 過去の対策の実績「新庁舎では耐震化対策や窓口機能の充実を図っています」部分に、市民が交流でき、気軽に立ち寄れる機能も併せ持っていることを追記して頂きたい。

No. 1 に対する 市の考え方	ご意見を受けて、p13 該当部分に「市民が交流でき、気軽に立ち寄れる機能も併せ持っている」ことを追記いたします。
---------------------	--

No.	ご意見（原文）
2	清瀬けやきホールは、市民の芸術・文化活動の場（特に音楽活動）、一方、郷土博物館は、郷土文化の理解、継承及び発展を図る場であると同時に市民の芸術・文化活動（特に美術活動）の場でもあります。そのことを踏まえ、p52（6）生涯学習等施設、施設の状況、郷土博物館の部分に、市民の芸術・文化活動の場でもあることを追記して頂きたい。 また、郷土博物館の2階にギャラリー、講座室があるが、p20～21 施設ごとの稼働率推移、施設ごとの利用者推移で郷土博物館のデータが無いのはどうしてか教えていただきたい。

No. 2 に対する 市の考え方	ご意見を受けて、p 52 該当部分に「市民の芸術・文化活動の場でもある」ことを追記いたします。 また、p20～21 施設ごとの稼働率推移、施設ごとの利用者推移については、データの統一を図る観点から、引用元である『清瀬市事務報告書』において、平成30年度から令和2年度までの各年度で稼働率及び利用人数が記載されている施設を対象にしています。ご質問いただいた郷土博物館ですが、ギャラリーは各年度で利用人数の記載なし、講座室は平成30年度で利用人数の記載なしとなっています。このことから、p20～21 には郷土博物館のデータを示していません。こちらについては計画案のとおりとさせていただきます。
---------------------	---

No.	ご意見（原文）
3	3-2（2）公共施設に関する課題（2）少子化による児童・生徒の減少 ➤将来的に年少人口が減少すると推計され「学校の適正規模」が満たされなくなる、とのことですが、40年後も「1学級35人程度」が適正規模なののでしょうか？昨年11月に行っていた副市長・教育長と公共施設再編計画を考える会との懇談会で「30人学級が出来れば良いが、（少人数学級の実施で）国の基準より教員を増やすための人件費を市が負担できないため、30人学級の方針は出せない」旨のお話がありました。文部科学省も30人学級の実施については前向きな方針を持っているとの新聞報道も出されています。今すぐ実施できないことは仕方ないとしても、「1学級35人程度」を適正規模として固定的に計画することは正しくないと思いますが、いかがでしょうか？ ➤適正規模の目安を下回ると「清瀬市の目指す教育」が達成できないことが懸念される。との記載がありますが、少人数学級や小規模学校で実現できる利点も考えられるのではないのでしょうか。教育上の目標を学級の人数や学校の規模だけで論ずるべきではないと思います。

No. 3 に対する 市の考え方	1点目について、p3 1-4 計画期間に示していますが、本計画は今後も10年後ごとに見直すことを基本とするともに、社会情勢の変化等があれば必要に応じて適宜見直しを行うものとします。このとおり、柔軟に見直しを行う計画であり、ご意見のような固定的な計画ではありません。また、ご意見の30人学級の実施ですが、国の方針がそのように決定するのであれば、本計画並びに関連計画等の見直しを検討いたします。 2点目については、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
---------------------	---

No.	ご意見（原文）
4	3-2（3）公共施設の低い稼働率 ➤コミュニティ施設等について3年分の稼働状況が記されていますが、各施設の設置時からの稼働状況の変動はどのようなのでしょうか？ ➤地域の人口動態や社会状況の変化等を踏まえた稼働率が低い原因の分析が必要ですが、この計画には分析の内容が示されていません。原因の分析が不十分なまま再編（統合・廃止）計画をたてるのは早計ではないでしょうか。

No. 4 に対する 市の考え方	1点目について、設置から数十年経過している施設の設置当時の稼働データは分かりかねます。なお、本計画は、公共施設等の現状を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等マネジメントを推進する計画です。現状の把握にあたって、p20～21 施設ごとの稼働率推移、施設ごとの利用者推移については、直近3ヵ年（平成30年度から令和2年度まで）のデータを示しています。施設設置時と現在では、人口・人口構成が異なり、公共施設に求められる用途なども変化しています。このことから、施設設置時の稼働状況は現状の把握にあたって参考になりませんので、計画案のとおりとさせていただきます。 2点目について、本計画は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22付総務省通知）」等に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めるものであり、各施設の個別具体的な分析内容を示す計画ではありません。本計画で定めた基本方針に基づき、各施設の再編（統合・廃止など）を個別に計画していきます。個別計画の策定にあたっては、p37 4-4 公共施設等の適正管理（1）施設評価の実施で示すとおり、利用状況等の現状を把握する定量評価、市民ニーズの動向等を加味した総合評価を行い、施設のあり方を検討します。 なお、市では、公共施設再編にあたって、令和元年度に「身近な公共施設の再編に関する市民ニーズ調査（市民アンケート）」と「地域レベルの公共施設に関する利用者アンケート（利用者アンケート）」を実施しており、原因の分析が不十分であるというご意見は当てはまりません。
---------------------	--

No.	ご意見（原文）
5	3-4 公共施設等マネジメントの仕組みに関する課題（2）公共施設に関するデータの活用拡大が必要 ➤「公共施設に関する情報の収集・管理の仕組みはまだ確立されていません」との記述があります。収集・管理が不十分な状態で計画を作成・更新するのはどうなのでしょう？PDCA サイクルの中でチェックがきちんとできているのか疑問です。個々の施設設立の趣旨とその後の運用について PDCA サイクルを適用していくことが必要なのではないのでしょうか。

No. 5 に対する 市の考え方	収集・管理が不十分な状態で計画を作成・更新している事実はありません。 本計画の該当箇所では「公共施設に関する情報の収集・管理の仕組みはまだ確立されていませんが、（略）」と示していますが、「仕組み」を確立することで、多くの手間やコストをかけることなく、効率的に最新のデータを収集し、公共施設等マネジメントを実行することが可能になると考えています。 また、p40 4-5 取り組み体制の構築で示すとおり、全庁的な取り組み体制のもと、PDCA サイクルを推進しています。
---------------------	---

No.	ご意見（原文）
6	4-1 4つの基本方針（1）安全性と利便性の向上 ➤「拠点化を進めることで利便性を向上させる」としてありますが、公共施設の集約化でアクセス困難な市民が出ないように利用者の声を反映してください。 ➤公共施設には防災拠点としての役割があることを踏まえて、集約化や廃止を安易に行わないでください。

No. 6 に対する 市の考え方	1点目について、個々の施設の集約化を実施する際は施設のアクセス環境についても検討いたします。 なお、令和元年度に実施した「地域レベルの公共施設に関する利用者アンケート（利用者アンケート）」では、現状の施設の良くない点として、「駐車場・駐輪場がない／狭い」という声が多く、また、施設への交通手段については、「自転車及び自動車」を利用されている方が最も多い結果でした。こうしたアンケート結果を踏まえると、公共施設の集約化においては、駐車・駐輪場の整備などにより、アクセス環境を高めていくことが必要であると考えています。 2点目について、公共施設の防災拠点としての役割を踏まえた上で、個々の施設の集約化や廃止を検討いたします。
---------------------	---

No.	ご意見（原文）
7	4-1 4つの基本方針（2）利用促進と民間活力導入の推進 ➤自治体 DX 化については対応困難な市民のサポート体制を確立してください。（ワクチン接種予約の際にオンラインのほか、電話での申し込みも設定されましたが、なかなか繋がらず苦労したことが多く聞かれました） ➤「市民ニーズの変化」については市民から具体的な意見を収集してください。 ➤民間事業者の活用については、市民サービスの質が下がらないように、業務に従事する職員の労働条件が切り下げられないように、また、市が業務の内容についてチェックできるようにしてください。 ➤事業者の選定基準を明確にし、市民に見えるようにして下さい。

No. 7 に対する 市の考え方	1 点目について、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。 2 点目について、個別施設のあり方を検討する際は、様々な手法で市民の皆さまの意見を収集いたします。 3 点目について、市では公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入していますが、平成 24 年度に「清瀬市指定管理者制度導入施設におけるモニタリング指針」を定め、指針に沿ったモニタリングを実施しています。モニタリングとは、指定管理者による管理の適正について、市が確認することを意味しており、このモニタリングによって、指定管理者制度を導入した施設においても、安全かつ適正なサービスの履行を確保し、その向上に努めています。 4 点目について、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
---------------------	--

No.	ご意見（原文）
8	4-1 4つの基本方針（3）経費削減とサービス水準の適正化 ➤経費については施設の維持管理費用の削減が強調されていますが、市政全体の中での優先順位や配分など、市民生活の維持・向上を第一にお願いします。 ➤「より効率的な配置を目指す」としていますが、高齢者や子ども連れで気軽に利用できる配置。防災拠点として非常時に確実に利用できる配置にしてください。

No. 8 に対する 市の考え方	1点目について、本計画に基づき、市民サービスをより良い形で将来世代へ引き継ぐための公共施設等マネジメントを推進していきます。 2点目について、p8 2-3 清瀬市の公共施設の将来像で示すとおり、公共施設を集約し、市や地域の拠点とすることを目指していきいますが、その配置にあたっては、原則として、財政的な観点から新たな土地を取得する考えはありません。施設の機能については、多様な世代が利用しやすい施設、防災拠点としての規模や機能を確保した施設を目指していきます。
---------------------	--

No.	ご意見（原文）
9	4-1 4つの基本方針（4）「清瀬らしさ」の追求 ➤「都市格の向上」として、欄外の説明では「住民による自治が行われている」との記述がありますが、昨年行われた「公共施設再編計画（地域レベル編）」の場合、意見交換会やパブリックコメントで「学校の適正規模・適正配置」「学校統廃合」「施設の複合化」等について多くの疑問や不安の声が出されましたが、決定された計画に市民の声が反映されたとは思えません。ここで示されている「住民による自治」はどのような内容を想定しているのでしょうか。具体的に示してください。

No. 9 に対する 市の考え方	「住民による自治」について、市では、第4次清瀬市長期総合計画において、まちづくりの基本目標の1つとして、市民が主体となったまちづくりを目指しています。また、この目標を実現するため、同計画において、地域コミュニティの活性化、協働によるまちづくりの推進、行政情報の積極的な公開・共有という3つの施策を掲げています。 「公共施設再編計画（地域レベル編）」の策定にあたっては、様々なご意見をいただきました。その中で、疑問や不安の声を多く頂いた、小中一貫教育の導入については、その声を反映し、教員や保護者、地域の方々の意見を踏まえながら、導入の可否や具体的な導入箇所など、十分議論して検討していくことといたしました。
---------------------	---

No.	ご意見（原文）
10	4-2 本計画の目標 ➤「財源確保に向けた取り組み」として経常経費の削減や、施設再編後の跡地売却の検討などの方針が示されています。市の資産を売却すれば、この度の施設更新の財源は確保できるのですが、更新した施設も将来的には再度更新が必要になります。その時には売却できる資産がなく財源の確保が困難になるという事ではないでしょうか。「将来負担を考慮」ということが色々な計画に繰り返し記載されていますが、「売却」のような一時しのぎ（と思える）方策は避ける方向で検討していただきたい。

No. 10 に対する 市の考え方	「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年1月26日総務省通知）」では、「用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産使用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。」と通知されています。 この通知も踏まえて、本計画では、財源確保に向けた取り組みの1つとして、跡地売却の検討という方針を示しています。売却については、一時しのぎの方策ではなく、得られた収入を市政運営に活用することで将来に渡る市民サービスの向上につながる方策であると考えています。 なお、本計画に示すとおり、売却は検討であって、決定ではないことをご理解ください。 跡地を利活用しないでそのまま保持し続けると、収入が得られないことに加え、維持管理費の負担や周辺地域のイメージ低下、犯罪リスクが高まるといった悪影響を与えかねないため、廃止する施設については売却を含めた利活用策を速やかに検討していきます。
------------------------------	--

No.	ご意見（原文）
11	全市レベルの市民活動地域について：下宿（運動系）、市役所周辺（相談等）、駅周辺（市民活動）の3か所にまとめ、機能を充実させることについては良いことと思います。ただ、その場合離れた位置にあるコミュニティプラザひまわり（コミプラ）の位置づけがどのようになるのか計画案の中ではよく理解できませんでした。多額の資金を投入して購入した学校施設ですから、その利用と活用を明確にする必要があると思います。高齢者がコミプラを利用しづらいのは交通の便が悪いことも理由の一つです。西武バスが東京病院の玄関先まで乗り付けているように、コミプラへも西武バスが玄関先まで運行することはできないのでしょうか。

No. 11 に対する 市の考え方	コミュニティプラザひまわりについては、「清瀬市公共施設再編計画（令和元年5月策定）」において、生涯学習・スポーツ・市民活動の機能を備えた全市レベルの公共施設（※）として位置付けし、今後の方向性については、現施設で継続することを決定しています。 交通の便については、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。 （※）市内全域をサービス提供対象範囲とし、基本的に市内に1つしかない公共施設
----------------------	--

No.	ご意見（原文）
12	公共の施設の稼働率について：松山集会所と竹丘集会所の稼働率が極端に低いですが、これは地域住民にこれらの施設が良く知られていないことと、施設の規模が中途半端で利用目的が制限されることもその理由にあると思います。それならば思い切って使用料無料で子どもの居場所づくり等に使ってもらってはどうか。中央公園に新たにできる児童館を含む複合施設の中に調理室がないことを問題と訴えている方たち（説明会で）がいましたが、子ども食堂や高齢者の居場所など食とつながる地域づくりはこれからの時代（今も）とても大切です。稼働率の低い施設はこのような目的の人々に無料で開放してはいかがでしょうか。

No. 12 に対する 市の考え方	施設の管理運営に係る経費は、施設を利用する方の利用料と、市民の皆さまの税金によって賄われています。また、この税金は、施設を利用する方だけではなく、利用しない市民の税金も含まれています。施設を無料開放した場合、税金のみによって経費が賄われることとなり、施設を利用しない市民の公平性が確保されません。このように、受益者負担の原則に基づき施設の利用料を徴収しており、稼働率が低いという理由で施設を無料開放する考えはありません。 しかし、ご意見のとおり、稼働率が低い公共施設については、利用者のニーズに合わず、求められる施設機能に対応しきれていない状況が生じていることは事実です。現在の施設が抱える課題を解消し、多くの世代が利用したいと思える施設を目指して、本計画に基づく公共施設等マネジメントに取り組みます。
----------------------	---

No.	ご意見（原文）
13	男女共同参画センター（アイレック）が駅前の一等地にありながら稼働率が低いことの原因は何なのか、検証すべきかと思います。

No. 13 に対する 市の考え方	男女共同参画センターの会議室については、男女共同参画社会の推進に向けて活動されている方々に優先的に利用していただくこととしており、施設の利用申し込みについても、登録団体の方が優先的に予約できる期間を設けています。会議室の機能を持つ施設として稼働率を比較すると、広く市民の皆さまに利用いただいている市民センターとは施設の目的が異なることから、男女共同参画センターの稼働率は低い水準になっているものと考えています。
----------------------	---

No.	ご意見（原文）
14	老人憩いの家の多くは和室のため高齢者の利用が難しくなっていますが、和室であることで赤ちゃん連れには利用しやすいこともあります。上清戸老人憩いの家で行われているお茶の間サロンでは、和室のために赤ちゃん連れも参加しやすく、高齢者と子育て世代の交流の場となっています（コロナ前）。老人憩いの家を高齢者だけに限定するのではなく「みんなの家」とか愛称を募集し、名前を変えることで多世代の利用促進を図ってはどうでしょうか。

No. 14 に対する 市の考え方	ご意見のとおり、今後の公共施設において、多世代の利用促進を図ることは、非常に重要なポイントであると考えています。今後、公共施設の再編等を進めていく中で、施設の利用形態や諸室の規模・構成など、多くの世代が利用したいと思える施設づくりを目指していきます。 施設の愛称についても、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
----------------------	--

No.	ご意見（原文）
15	都市格の向上について：P 3 9 に都市格の向上について書かれています。建物ではありませんが街中に設置される建造物も施設の一つと考えれば、駅周辺に置かれる喫煙所は都市の民力を下げる要因であり、都市格を低下させます。人口 22 万人規模の調布市には調布駅前に喫煙所がありません。調布市役所敷地内にも喫煙所はありません。これらの喫煙所を置かないとの決断は、調布市受動喫煙防止条例を作るにあたって何度も住民含め関係者と話し合った結果決めたことだそうです。一方、M 市では M 駅南口に突然立派な喫煙所（設置費用 1,000 万円、ランニングコスト年間数百万円）が設置され、住民に事前の説明もなく作られた喫煙所に、子どもへ見せたくない光景であると市民たちは活動を開始し、記事でも取り上げられています。清瀬市にも駅前に喫煙所があります。コロナ関係で多額の補助金がつくからと安易に立派な喫煙所（建造物）を造れば、健康問題（喫煙者、非喫煙者双方の）と時代の要請で撤去を求められるようになって撤去は難しく、高機能の建造物であればあるほど、年間何百万円のもランニングコストを一般財源から捻出していかなければなりません。「健康」をあえて「健幸」と置き換えている清瀬市です。都市格の高い市を標榜するなら、このようなことも検討内容に加えてくだるようお願いします。

No. 15 に対する 市の考え方	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
----------------------	------------------------------

3. パブリックコメントによる変更箇所（新旧対照表）

旧	新	変更理由
13 ページ (略) 加えて、バリアフリーへの対応についても、敷地内及び建物内は段差のない構造で、敷地内通路や廊下は車椅子使用者やベビーカーの利用に対応したゆとりある幅員を確保し、全ての階に多機能トイレを設置しています。 その他、環境への配慮として、太陽光発電や自然採光、雨水・井戸水利用など自然エネルギーの積極的利用や省エネ・省資源化への配慮により環境配慮型庁舎を実現しています。	13 ページ (略) 加えて、バリアフリーへの対応についても、敷地内及び建物内は段差のない構造で、敷地内通路や廊下は車椅子使用者やベビーカーの利用に対応したゆとりある幅員を確保し、全ての階に多機能トイレを設置しています。 <u>さらに、市民の方がいつでも自由に集える空間として、1階に市民交流スペースを配置し、4階には富士山が望める展望ロビーを設けるなど、手続き以外にも気軽に立ち寄り、市民交流ができる施設としています。</u> その他、環境への配慮として、太陽光発電や自然採光、雨水・井戸水利用など自然エネルギーの積極的利用や省エネ・省資源化への配慮により環境配慮型庁舎を実現しています。	ご意見を受けて、新庁舎は市民が交流でき、気軽に立ち寄ることができる機能を併せ持っていることを追記
52 ページ ・博物館等には郷土博物館と旧森田家があり、いずれも郷土文化の理解、継承及び発展を図ることを目的として、市内外から利用者が訪れています。 _____なお、旧森田家は、清瀬市指定有形文化財となっています。	52 ページ ・博物館等には郷土博物館と旧森田家があり、いずれも郷土文化の理解、継承及び発展を図ることを目的として、市内外から利用者が訪れています。<u>また、市民の芸術及び文化活動の場として広く利用されています。</u>なお、旧森田家は、清瀬市指定有形文化財となっています。	ご意見を受けて、市民の芸術及び文化活動の場でもあることを追記